

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」の一部改正

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記通知に関し、日本医師会より連絡がありましたので情報提供いたします。

本通知は、感染症法規定の新型コロナウイルス感染症発生届出事項の改正に係るQ&Aが一部改正されたことを知らせるものものです（Q6.10が改正箇所）。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ／メンバーズルーム】

<https://www.med.or.jp/login.html>



(参考／本事務連絡の全体資料は日本医師会通知をご参照ください)

6. いわゆる「みなし陽性者」の届出に当たっての注意事項はあるのでしょうか。

(答)

外来診療事務連絡の1の③の方法により新型コロナウイルス感染症を診断し、当該事務連絡1の※3に基づき疑似症患者として届出を行う場合には、以下の項目については、それぞれ以下の通り、選択・記載ください。

① HER-SYS入力の場合

診断（検案）した者（死体）の類型：「疑似症患者」を選択

診断の根拠となった検体の採取年月日：診断（検案）年月日を入力

自由記載欄：「臨床診断」と入力

② 用紙による届出の場合

診断（検案）した者（死体）の類型：疑似症患者を選択

診断の根拠となった検体の採取年月日：未記入（※）

※ 発生届出の様式は、「※7 疑似症患者の検体採取年月日は、診断（検案）年月日を記入」となっていますが、外来診療事務連絡の1の③の方法により新型コロナウイルス感染症を診断し、当該事務連絡1の※3に基づき疑似症患者として届出を行う場合に限っては、診断の根拠となった検体の採取年月日は記入をせずに空欄のまま届け出てください。

なお、外来診療事務連絡に記載のとおり、「地域の感染状況に応じて、診療・検査医療機関への受診に一定の時間を要する状況となっている等の場合」において、自治体の判断で当該事務連絡の1の①から③までの対応が可能であることについてもご注意ください。

大阪府医師会・地域医療1課
(06-6763-7012)